

様式第1号の2（第4条関係）

誓約事項及び個人情報の取扱いに係る同意事項

1 地方就職支援金交通費の交付申請に関する誓約事項

（1）報告及び調査への協力について

地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び聖籠町から協力を求められた場合には、それに応じます。

（2）地方就職支援金の返還について

以下の①から⑥のいずれかに該当する状況となった場合には、聖籠町地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱第6条の規定に基づき、速やかに聖籠町に報告し、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

①	虚偽の内容で地方就職支援金の交付申請したことが判明した場合	全額を返還する
②	申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす内定企業へ就業しなかった場合	
③	申請日から1年以内に聖籠町に転入しなかった場合 ただし、申請時に既に聖籠町に住民票がある場合を除く。	
④	地方就職支援金の要件を満たす職を就業開始日から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に要件を満たす新潟県内の別の企業に就業した場合を除く。）	
⑤	転入日から3年未満で聖籠町から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満で聖籠町から転出した場合	
⑥	転入日から3年以上5年以内に聖籠町から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に聖籠町から転出した場合	半額を返還する

2 地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱いに係る同意事項

新潟県及び聖籠町は個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、当該個人情報について、地方就職学生支援事業の円滑な実施のため、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。